

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）の成果と今後の展望

秋田県生活環境部 環境管理課八郎湖環境対策室

倉部 明彦

1. はじめに

行政の現場に長く身を置いていると、物事を会計年度で区切る習慣に染まり、日々生起する事件・事象も年度で記憶するようになってしまう。秋田市などで過去最大の除雪費を費消したこの冬の大雪も、市民は25年豪雪と記憶するかもしれないが、除排雪予算確保に四苦八苦した市町村、県の担当は24年度豪雪と呼ぶこととなる。そして、八郎湖環境対策室的には、平成24年度は、過去に例がないレベル、範囲かつ期間に亘ってアオコが発生した年として記録されそうだ。

第1期の湖沼水質保全計画の最終年度に生じたこのアオコの大発生は、おそらく八郎湖の水質データを悪化させて、地道に取り組んできた発生源対策の効果を霧消せしめるとともに、このところの河川水質の改善により、やや楽観に傾きかけていたわれわれ八郎湖水質保全対策関係者に冷水を浴びせることになった。一方で、これまであまり重視されてこなかった対症療法的ハード対策、すなわちアオコ処理対策の必要性に対する認識が高まるという効果をもたらして、第2期計画における対策決定に一本の方向線を引くことに繋がった。結局、県の予算は第一義的には、県民生活の向上に直接的に資するものが最優先されるからだ。

本稿では、八郎湖に係る第1期の湖沼水質保全計画（以下「第1期計画」と呼ぶ。）の中身と実質5年間の投入実績を示し、次に各対策を実施した結果浮かび上がった課題をまとめつつ、第2期計画や長期ビジョンの実現に向けた政策的展望についても触れてみることにしたい。

2. 八郎湖水質の現状と推移

1) 湖内水質の変化

図1に八郎湖の3つの環境基準点、すなわち湖心（調整池）、大潟橋（東部承水路）、野石橋（西部承水路）における水質の経年的変化をCOD(75%値)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)で示した。なお、平成24年度は、原稿執筆時点では完了し

ていないため記載していないが、23年度より悪化するとみられる。

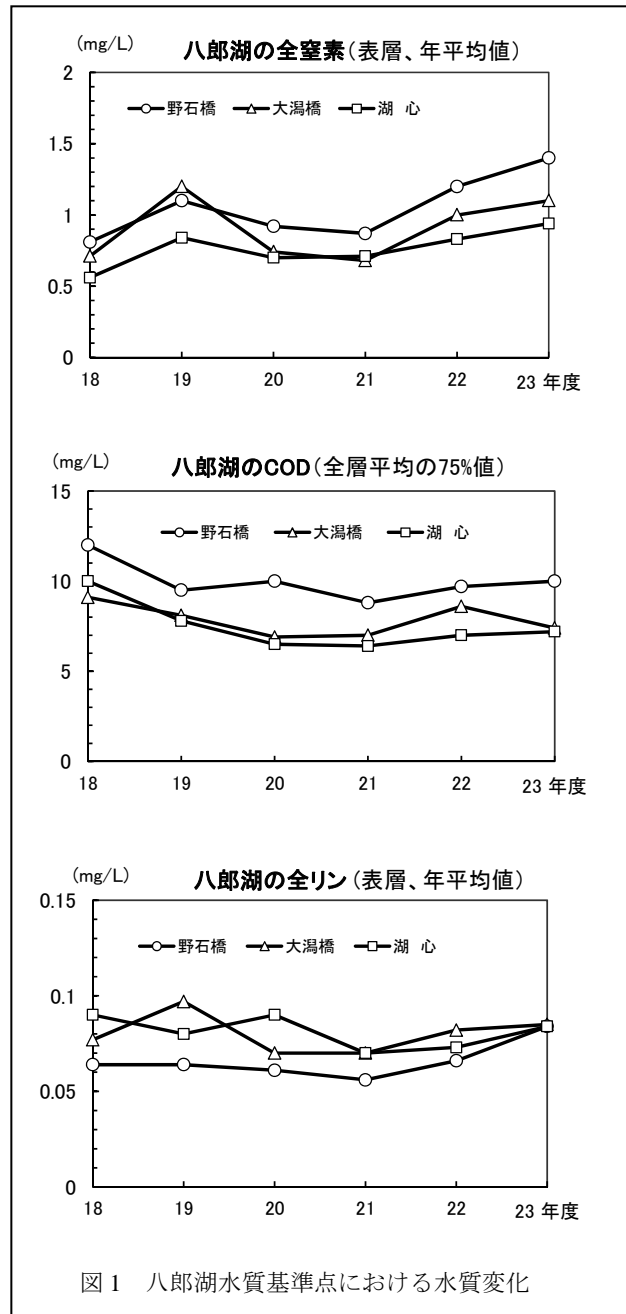


図1 八郎湖水質基準点における水質変化

グラフの解釈は蛇足とは思いますが以下のとおり。

- ・COD： 長期トレンドは微増傾向となっている。H19～21年度は3年連続して改善傾向を示していたが、H22～23年度は夏の猛暑の影響もあって悪化した。
- ・全窒素： H22年度以降は3地点とも連続して上昇している。

・全リン： おおむね横ばい傾向で推移しているが、H23年度は夏場の植物プランクトンの高レベルの増殖の結果、年平均値を上げる結果となった（24年度はさらに悪化が予想される）。

2) 流入河川の水質の変化

図2に八郎湖に流入する代表的な5河川、馬場目川（竜馬橋）、三種川（川尻橋）、井川（井川橋）、馬踏川（馬踏川橋）、豊川（豊川橋）のBOD（75%値）の推移を示す。（ ）内に示す環境基準点での測定値であるが、基準点はいずれも河川下流域に定められており、八郎湖の背水の影響圏にある。特にかんがい期は八郎湖水位が1.0m～0.7mに保持される一方、小流域の河川では自流量が著しく減少することから、八郎湖湖水の水質の影響を受けて悪化する。

そうした条件の下で河川水質の変化を見ると、それでも平成21年度以降全体的に改善傾向が見られる。しかし、平成24年度は夏場の小雨と高温により、7月の後半から9月の中旬にかけてアオコが大発生し、風に吹き寄せられて各河川に進入した。日によって河口から数km上流まで遡上することもあった。結果、H24年度の水質はかなり悪化するものと予想される。

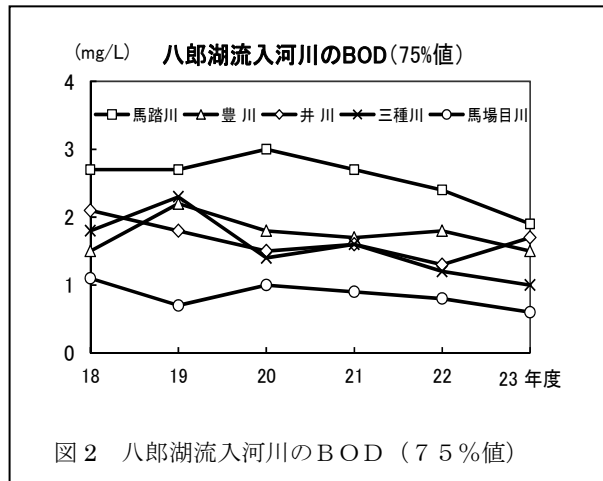


図2 八郎湖流入河川のBOD（75%値）

3) 第1期計画水質目標

八郎湖のように複雑な水収支と人為的に操作される流入流出形態（防潮水門、大潟村の19箇所取水口や排水機場など）を持ち、主要な汚濁負荷が農地であるような湖の場合、CODは極端にピーキーとなることから、果たして75%値が水質変化の適切な代表値であるかどうかについて、個人的には疑問を抱いている。当然、対策室としても多面的な検証が可能となるように各種のデータを継続的に採取して、より実証的な議論

に耐えうるようしているが、一般県民に提示されて判断されるのはこれらの公表値である。

この数値は、今年、対策効果を検証するため平成24年度目標値と対比することになるが、幸いというべきかこの目標値は、平成18年度の全国ワースト3位の水質をベースに決めており、かなり緩いものとなっている。確定値が出るまで楽観はできないものの、目標達成の可能性はまだ残されている。しかし、着実な水質の改善という観点からみたととき、第1期計画はどう評価すべきだろうか。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24目標値
湖心	10	7.8	6.5	6.4	7.0	7.2	9.4
大潟橋	9.1	8.1	6.9	7	8.6	7.4	6.9
野石橋	12	9.5	10	8.8	9.7	10	9.5

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24目標値
湖心	0.56	0.84	0.70	0.71	0.83	0.94	0.87
大潟橋	0.71	1.2	0.74	0.68	1.0	1.1	0.93
野石橋	0.81	1.1	0.92	0.87	1.2	1.4	1.4

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24目標値
湖心	0.090	0.080	0.090	0.070	0.073	0.084	0.067
大潟橋	0.077	0.097	0.070	0.070	0.082	0.085	0.061
野石橋	0.064	0.064	0.061	0.056	0.066	0.084	0.077

表1 第1期計画の水質目標と達成状況

3. 第1期計画の策定と対策のポイント

1) 指定湖沼制度と八郎湖の指定

指定湖沼制度を定めた湖沼水質保全特別措置法は昭和59年度に水質汚濁防止法の特別措置として定められたもので、水濁法だけでは悪化する湖沼（具体的には琵琶湖や霞ヶ浦及び印旛沼・手賀沼など）水質の改善は果たせないとして、生活排水にも規制の網をかけつつ農地からの排水も含めて総合的に対策を講じるために制定された。

指定湖沼に指定されると、県は湖沼水質保全計画を策定し、総合的かつ計画的な水質保全対策を図る必要が生じるが、八郎湖にとっての指定湖沼となることの主なメリットをまとめてみると、

- ① 生活排水対策（下水道事業や農業集落排水施設の高度化など）を計画的に進めることができる。
- ② 大潟村を流出水対策地区として指定することで、水質保全に資する農業技術や農法の普

及を国の交付金を用いて推進できる。

- ③ 農林水産省の所管事業のうち、指定湖沼の指定が要件となっている基盤整備事業（水質保全対策を含む）が実施可能となる。
- ④ 八郎湖の水質改善への地域住民の関心を高めることで、様々な取り組みに対して市民の参加や支援が得られやすくなる。

以上のうち②は、指定湖沼であることが必要条件とはなっていないほか、③についても現時点で実施方針が決まっているものはない。なお、当時の県議会や市町村との意見交換の場においても、皆が指定湖沼に向けて積極的かといえそうではない。むしろ計画策定の義務や各種の手続き及びこれらに要する費用に対して国の助成制度が整えられていないことを指摘する意見もあったとされる。最終的には、様々な制約や条件、メリットを勘案してトップ（県知事）が判断したものだ。

2) 長期ビジョンと長期水質目標

八郎湖の浄化には息の長い対策の実施が求められることから、流域の市町村や事業者、住民が共有できる望ましい八郎湖のイメージ（将来像）を定める必要がある。そのため、アンケート調査やフォーラム、地域懇談会などを開催して意見をとりまとめ、次のとおり長期ビジョンを決定し、おおむね20年後となる平成38年度を目処に達成することとした。（図3）

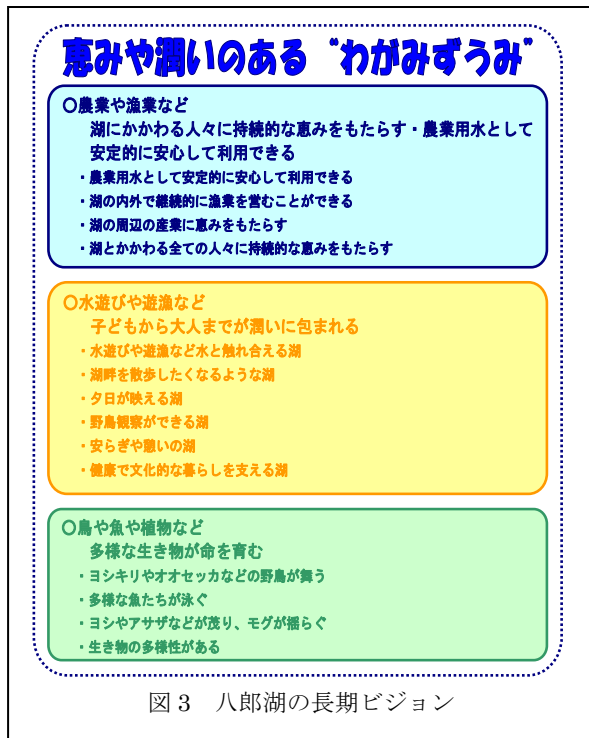


図3 八郎湖の長期ビジョン

これらは、部分的に感性指標であり、目標の達成を評価するための具体的視点を与える必要がある。第1期計画の最終版では省略されているが、素案段階では、その視点として湖水、風景、生き物に着目して図4に示すような具体的な現象で表している。

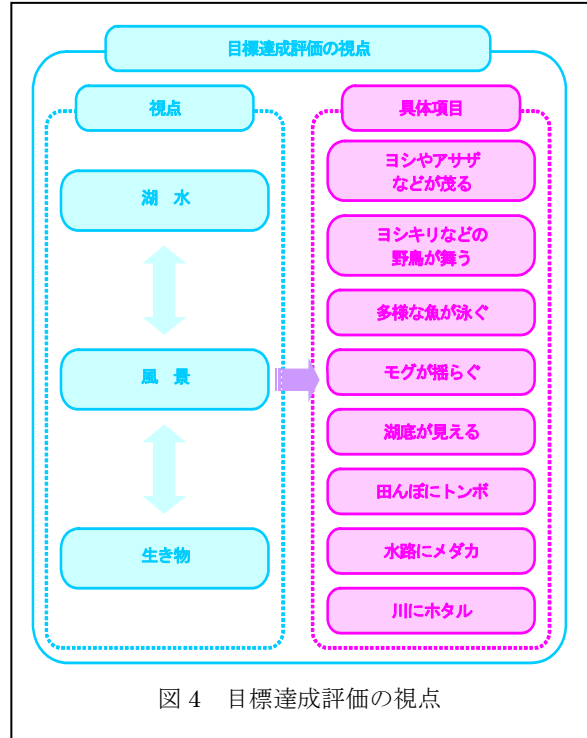


図4 目標達成評価の視点

このビジョンの視点に対応する、目指すべき八郎湖の水質を表2に示す。COD(75%値)は、淡水化直後、昭和52年時点の水質とし、全窒素、全リンは水環境基準IV類型（水産2種ワカサギ等）を採用した。

		mg/L		
		COD (75%値)	T-N:全窒素 (年平均値)	T-P:全リン (年平均値)
八郎湖	調整池	5~6	0.6	0.05
	東部淨水路			
	西部淨水路	7	0.6	0.05

CODは昭和52年(1977年)の水質
全窒素・全リンは湖沼IV類型の水質

表2 長期目標 (COD,T-N,T-P)

3) 第1期計画決定までの手続き

湖沼水質保全計画に基づく対策の着実な実施や、同計画の定期的な見直しによる段階的な水

質の改善によって長期ビジョンの達成を目指すとしたことから、第1期の期間を平成19年度から平成24年度までの6年間と定めた。

次に、第1期計画に盛り込む水質保全対策の検討を行うため、環境システムや衛生工学、水界生態や土壌肥料、河川環境や農業工学そしてプランクトン生態など八郎湖の水質保全に関する各分野の専門家10名で構成する委員会「八郎湖水質保全対策検討専門委員会」を設置し、平成18年12月から平成19年11月にかけて6回の会合を開き、考えられる対策について実現性や効果等について意見を求めた。

そうしてまとめられた「第1期計画(案)」は、市町村長や住民との意見交換会そしてパブコメにかけられて細部の微調整を行ったのち、県の環境審議会に対し諮問された。ここでの答申を受けてようやく環境大臣との協議に入れる。

アオコが馬場目川を遡上し八郎瀉町浄水場に入り込んで給水停止となった平成18年度の全国湖沼水質ランキングが発表されたのは、平成19年12月21日であるが、全国ワースト3位という不名誉な記録に衝撃を受けるその10日ほど前の12月11日、八郎湖は国から指定湖沼として全国11番目の指定を受けたのである。

年が明けて、平成20年1月25日には、改正湖沼法で新たに設けられた「流出水対策地区」に大瀉村全域が指定された。その後計画案を環境省に提出し、国の「公害対策会議」が開催されて環境大臣の同意が得られたのが3月18日、これを受けて正式に「第1期計画」が告示されたのは、平成19年度の終わりに近い平成20年3月25日であった。この日が八郎湖の第1期計画の開始日である。

4) 第1期計画のおもな対策と数値目標

長期ビジョンの実現に向けて第1期対策では、濁水の流出防止や環境保全型農業を進めることにより農地からの負荷の削減を図るとともに、窒素、リンの排水規制の強化や下水道等の整備促進、植生による水質浄化など総合的な対策を計画的に進めることとされている。

対策は、第1期計画において主体となる汚濁発生源対策を「点発生源対策」と「面発生源対策」に分けて整理するとともに、直接水質改善に資するものを「湖水浄化対策」としてまとめ、住民との協働や調査研究に関する活動は「その他対策」

としてまとめている。

第1期計画の対策の陣立てとそれぞれの投入目標数値は次のとおり。(図5)



図5 第1期計画の主な対策

なお、一般的に公共事業等の計画においては、事業の費用対効果(B/C)が実施の判断基準のひとつとして求められるが、第1期計画の策定においても同様な検討が行われている。ただし通常のB/Cの算出においてBは経済効果(=円)であるのに対し、ここでは負荷削減量(t/年)で、対策を講じる場合に発生するコストを年ベースで換算し、割り返して実施の優先順を検討した。

加えて、各対策を選定する際には、水質改善効果が高いと推定されても、対策に係る経費が大きすぎるもの、権利調整や住民・関係者の理解を得るまでに相当の時間を要するもの、何らかのデメリットや副次的被害のおそれがあるものなどは、保留または要検討として第1期での採用から除かれた。それらの対策の代表的なものには、外水(米代川水系)導入、調整池湖底の整形、底泥等の浚渫、人口内湖の設置、海水導入などがある。

4. 第1期計画の実施と成果

1) 対策の予算及び進捗状況

前章で述べたとおり、第1期計画では対策の優先性判断の材料として費用と効果を算定したが、決定した対策内容に対応する総費用は定めていない。事業計画の概要書にはハード的対策やソフト事業など混在しているが、どこにも事業費、経費が書かれていない。他の指定湖沼の計画書も確認したが同様である。そもそも湖沼水質保全計画は、事業費という概念とは別の成り立ちで存在している。

とはいえ、毎年度対策を実施していくためには予算は必須であり、計画期間を通した枠取りもしていない以上、通常どおりの毎年度の予算編成手続きの中で要求していかなければならない。厳しい県の財政状況において、国の補助事業を獲得し、また時には雇用基金を活用して、結果的に第1期計画の6年間で7億6千万円の予算を確保した。

これは、本対策室が所管する八郎湖水質保全対策事業としての集計であり、その他例えば農業集落排水の下水道への接続費用や、大潟村を中心とした農地・水・環境保全対策における関連事業の費用は含んでいない。平成19年度より前の15年間の事業費が年平均で3千万円程度であったことを考えると、指定湖沼となって、湖沼計画を策定し、実施する対策を告示(約束)した効果と言えるかもしれない。

しかし、予算は対策の前提条件であって十分条件ではない。平成20年度からの本格着手に移った各対策は全てが順調に進んだとはいえない。

最初に、点発生源対策については、ほぼ計画に沿った対策の実施と成果が得られている。全15地区の農業集落排水施設は6地区が高度処理化され、9地区は流域下水道に接続されて八郎湖には流れ込まないこととなった。

デフレや企業の国内離脱の動きも影響したとすれば喜んでばかりもいられないが、工場事業場への排水規制の強化に対しては、各事業所は排水量を減らすか流域下水道に接続する等の対応をしている。

面発生源対策は評価が難しい。平成20年度から実施している「濁水防止キャンペーン」により、浅水しろかきや田植え前の落水管理は、大潟村を始め周辺市町で高い実施率を保持している。一方

で農法転換は、農業機械の導入費用や収益性などの点でよりハードルが高いと言われていたが、加えてコメの戸別所得補償制度の導入など水田農業を巡る環境変化もあり、思うように進んでいない。また、大潟村について見ると、相応の対策は以前より普及しており、排水量及び水質を大幅に改善することは容易でないことが改めて指摘されている。また、農家の取り組みに対する強力なインセンティブであった、「農地・水・環境保全国上対策交付金」が、第2期(H23~)から「農地・水保全管理交付金」と名を変え、継続地域の交付単価が下がったほか、一部の取り組みは「環境保全型農業直接支払い交付金事業」と仕組みや取り扱いが別立てとなった。

ある意味、最も期待されながら、そしてそれなりの事業費も投じているはずだが、いまだ効果が現れるに至っていないのが、湖内浄化対策である。

最初に、防潮水門の高度管理による湖水の流動化促進、いわゆる湖水のフラッシュについては、3月の非かんがい期を中心に外水位の状況に応じて4カ年度に亘って試験実施された。結果的に、水門の内外水位差が小さく、思ったほどの掃流効果がないことや、3月は湖内の水質が比較的きれいでありメリットが少ないこと、一方アオコ発生期の夏場は、降雨も少なく河川からの流入がないことから有効な湖内流動が発生しないことが明らかとなった。

次に植物等による自然浄化機能の活用としての湖岸植生の回復については、交付金や県の助成を受けた民間の取り組みに加え、対策室が直接実施した事業を合わせて、潟上市、八郎潟町、三種町、大潟村の4市町に5地区計2,282mの植生回復用消波堤を設置し、住民やNPO団体、土地改良区等の関係機関などの協力を得ながら、かつて八郎潟に自生していた水辺の植物再生に取り組んでいる。そのうち対策室では、湖水浄化効果が高いとされる沈水植物(モグ)の定着を目標としているが、干拓、淡水化以前とは、湖岸や湖内の環境が激変し、現在までのところ課題整理の段階に止まっている。

しかし、本対策は長期ビジョンの目指す八郎湖の姿の根幹部分であり市民の関心も高い。本研究論考でも発表されているとおり、県立大学を始め熱意ある研究が続けられていることから、県でも継続的に取り組み、ぜひとも成果を出したい対策

である。

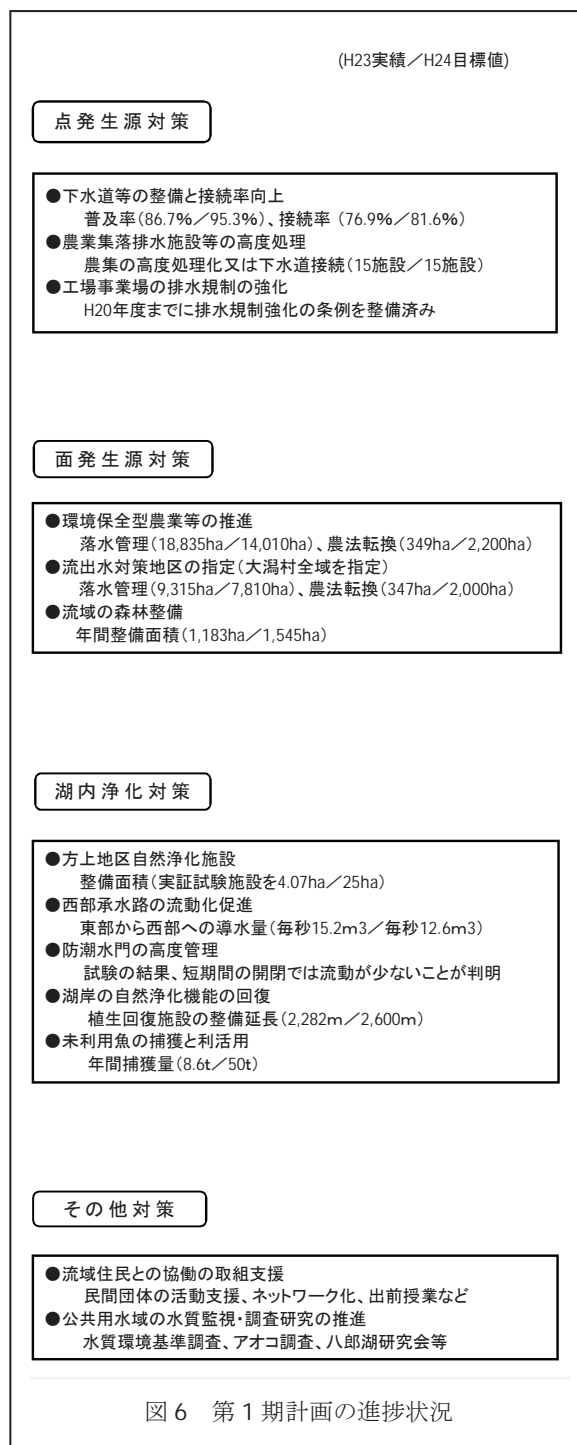
次に、八郎湖における第1期計画の目玉事業であり、最も野心的な取り組みといえる方上地区の自然浄化施設の整備については、県単独事業による実証試験（幅7m×延長50m×7区画）で一定の浄化効果が確認できたことから、実際のは場における運用を前提に、環境省の委託事業により大区画は場を造成した（幅60m×延長113m×6区画）。第1期計画では当初25ha規模を整備し最終的に150ha、または方上地区全域に拡大していく方針としていたが、大幅に遅れている。いくつか解決すべき課題があるが、大きくは3つ。ひとつは整備費用と運用コストの問題である。ヨシの定期的な刈り取りを含む管理が浄化効果に影響を及ぼすほか、基本的に生産物（有価物）がない浄化施設の管理費用を誰がどういう割合で負担するかという点が未定のままである。二つ目は、安定的な浄化効果を発揮させるには植生状況、水質及び気象条件に応じた慎重な通水管理が必要であり、これを怠るとリンの溶出など逆に負荷原因となる恐れがあること。そして三つ目として、方上地区で発見されたイトクズモなど希少な動植物の保全対策である。第1期期間中に判明したこれらの課題は、現在もいろいろな角度から検討中であり、最終的な方針決定は第2期計画に持ち越すことになった。

湖内浄化対策の中で、大きく成果があったといえるのは、西部承水路の流動化促進である。もとより貯水量が9百万m³と小さく、まとまった流域を持つ河川が無いことから、調整池や東部承水路に比べて水質の悪化が進んでいた西部承水路に対して、農業用水の補給や洪水調節のために設けられた浜口機場を活用して注水し、湖水の流動化を図るものである。平成12年ごろから試験的に実施していたが、国営造成施設土地改良事業により平成17年度に浜口機場や樋門が改修される際、旧樋門を流動化対策の目的のもとに県が取得して注水機能を拡充した。第1期計画では倍増して最大12.6m³/sとなった通水能力を利用して注水した結果、平成19年度以降も徐々に西部承水路（野石橋）の水質が改善している。

しかし平成24年の夏のように、極端な小雨になると東部承水路流入河川の水量が減少し、結果的に北部排水機場からの排水を引水したり、東部承水路のアオコを北上させる可能性もあるこ

とから、今後は流況や水質の状況に応じたきめ細やかな運用が必要である。

そのほかの対策も含めて以下に第1期計画の実績及び進捗状況をまとめる。（図6）



2) 第1期対策の成果と課題

過去5年余り実施してきた第1期計画の対策の効果について総括すると、生活排水対策のように今後が発現すると期待されるものも確かにある。しかし、対策の成果を水質改善という観点だけでみると、おそらく満足のいくものではないだ

ろう。アオコの苦情からも分かるが、流域住民の一番目の関心は八郎湖の水がきれいになることであり、このことに対する県への期待は衰えていない。何にしても行政として八郎湖対策から逃げることにはできない。

現在、対策室では第2期計画の策定に向けて、各種のデータを収集・整理するとともに、より実態に即して八郎湖の水質の推移を記述できるよう、新たなモデルの構築に努めている。複雑な八郎湖の水収支や汚濁負荷の変化と水質の状態を完全に解析することは困難であるが、少しでも現在の水質の状況が再現できて、有効な対策の選定と評価が可能になることを期待している。今後、第2期計画の策定が進むなかで、それらの新しい知見やシミュレーションの結果を示すこととしたいが、ここでは県（対策室）が第1期計画を実施してきた中で直面してきた課題を掲げる。

- ① 八郎湖に関し、環境や生態系については県立大学が、地質等については秋田大学が長年に亘って多くの研究成果を発表しているが、一方で行政側における基本的データが不足している。例えば河川の流出解析のための断面、縦断図、降雨・流量データなど。これらは、モデルの再現性を高めるために必要であることから、着実に収集する必要がある。
- ② 八郎湖の汚濁負荷削減において最も対策が望まれる農地に関して、営農レベルではその時々の農業政策や経済状況が外部条件となっており、必ずしも実効が担保されない。したがってほ場や用排水システムの中で削減する対策も検討していく必要がある。
- ③ 県、市町村においては財政改革の流れの中で、予算の確保が次第に困難となっている。すぐに効果の見えない八郎湖対策は今後ますます厳しい状況が予想される。
- ④ どのような対策もすぐには水質改善に繋がらない。夏の降雨の有無や寒暖によって短期間に水質が悪化し、その数値が年度の水質評価を決定することがある。

5. まとめ

1) 八郎湖環境対策と公共事業

アベノミクスの行方は、この原稿をまとめている時点においては見えていない。が、公共事業

の再評価または社会インフラの弱体化が問題されるなかで、それらインフラのアセットマネジメントが大きな潮流となっている。昨年、首都高1号湾岸線の基礎部の劣化がテレビに取り上げられていたが、首都高は1960年代、世銀の資金を借りて一大公共事業として建設された。首都の交通の動脈として産業の発展や人々の生活を支えてきた。それをいかに維持・修繕または改修するか、今後避けられない課題である。

同じく1950年代から60年代にかけて日本農業の発展と食料確保のための重要なインフラとして、同じく世銀の資金をもって建設したのが大潟村及び周辺干拓地である。当然八郎湖の湖水そのものも農業や生活に欠くことのできないインフラの一部である。供用開始から40年余りを経て水質が悪化しているということは、いわばインフラが長年の使用により機能低下しつつあるということだ。先のアセットマネジメントの考えに照らせば、これをいかに維持・修繕していくか、農業や生活に適した水質に戻すかということは、公共的な使命ではないだろうか。

今後、国内製造業の沈滞が解消されて、復活を遂げるのかどうかはにおいて、今、農業が脚光を浴びようとしているのは確かである。それは、従来の一次、二次、三次といった産業区分ではなく、21世紀が資源争奪の時代となることが確実だからであり、エネルギーや地下資源、空気や水資源、場合によっては人材と同じように、農業もその場所でしか成立しない資源産業であることが共通の認識となってきたからである。

八郎潟干拓事業の評価は人それぞれであり、時代時代で様々な議論をもたらしてきたが、言えることは大潟村とその周辺農地は、おそらく日本で最も高いポテンシャルを持つ農業インフラのひとつであり、今後、その重要性はむしろ増すであろうことだ。そう考えると八郎湖沿岸地域の各施設とともに貴重な水資源である湖水を適切に維持管理していくことは、県や市町村はもとより、国も責任をもって当たるべき課題と考えるのがどうだろうか。

2) 未来の八郎湖を支える力について

平成19年度時点で8万2千人を数えた八郎湖流域住民人口は、平成24年度には7万6千人台となっている。厚労省国立社会保障・人口問題研究所の平成17年度版の市町村別の将来推計

人口を基に長期ビジョンの目標年である平成38年の流域人口を算出すると、中位推計で6万2千人台まで減少すると予想される。その4割はいわゆる65歳以上の高齢者であり、さらに高齢者の半数近くが75歳以上となる見通しである。秋田県全体が同様の姿であり、このことをもって悲観したりする必要はないが、ここに住む我々は、急激な人口減少に伴う経済活動や地域の活力の低下にしっかり対処していかなければならない。

道州制などの行政組織の改革や日本経済及び財政状況の激変など、予想もできない変化は於くとしても、県の予算規模はおそらく縮小方向で推移するだろうから、取り得る対策は自ずと見えてくる。政策の選別と優先順位、最近はやりの言葉で言えばトリアージ(有限な資源を最大に活用するための取捨選択)である。冒頭にも述べたように、環境対策では県民生活に直接的に支障となる問題の除去が、まずは優先されるだろう。住民ニーズのないものや政策効果の出にくい事業は、予算が付き難くなるかもしれない。

八郎湖環境対策を長期ビジョンに向けて着実に進めるための戦略は何か。ひとつは前節に掲げた地域資源、産業インフラとしての位置づけの明確化であり、もうひとつ、より重要な視点は、国や地方政府と地域住民が互いの役割と限界を見つめつつ補完し合うことだと考える。

行政と地域開発及び住民との関係については、これまで欧州を参考にして議論されてきたところがある。80年代はEUの共通政策やデカップリングを参照し、90年代は英のNPMを参考にした「新しい公共」や国連や世銀の「住民参加型開発計画」手法の導入などである。しかし、筆者の考えでは、それらはいずれも導入が遅すぎた。もはや、日本は欧州先進国とは異なる状況、まね

の効かない局面まで進んでしまっている。今後数十年継続する急激な人口減少の時代、世界の経済変化や社会変動に耐えて、将来再び増加局面が訪れるまで地域の大事な資源を守り、後世に引き渡す準備を続けていかなければならない。そのためには、それぞれの地域に関係する各主体が、垣根を越えて常に対話し続けることが肝要だ。まず、地域の現状を深く理解し、世界中の知見にアクセスしてきた大学等の教育・研究機関は、今まで以上に地域に対するコミットメントが求められるだろう。

行政は、特に県は、八郎湖環境の現在に最も責任があると言われながら、住民に対する説明力が常に不足していたと思う。地域の切実な要望の聞き取り、また住民の力を最大限引き出すためには、現場と県庁の垣根(があるとすればだが)を取り払っていかねばならないと思う。

最後に地域の人々の役割について。地域人口が減少する中で、地域活力維持のキーマンはおそらく現役引退世代であろう。コーホートとしてのボリュームも大きく、相対的に活動できる時間もあることから、その知識と経験を生かして子供たちや現役世代を牽引して欲しい。

現在、八郎湖環境対策室では、平成25年度から30年度までの対策を「第2期八郎湖湖沼水質保全計画」として取りまとめ中である。秋までには計画の案を明らかにして意見を伺う予定としている。いかな計画も対策も、実際にたずさわる人々の思いが反映されていなければただの空文となる。「仏造って魂入れず」である。魂のこもった八郎湖環境対策となるよう、今後も皆様のご叱咤をお願いしたい。

(なお、最後の5. まとめの章は筆者の私見を多くしており、文責は筆者にあります。)